

(仮称)あつみ第二風力発電事業  
計画段階環境配慮書についての  
一般の意見の概要と事業者の見解案

2020年10月

中部電力株式会社

# 目 次

第1章 計画段階環境配慮書の公告及び縦覧	1
1. 計画段階環境配慮書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間	1
2. 配慮書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第2章 配慮書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解案	10

## 第1章 計画段階環境配慮書の公告及び縦覧

### 1. 計画段階環境配慮書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第3条の4の規定に基づき、当社は、環境保全の見地からの意見を求めるため、計画段階環境配慮書（以下、「配慮書」という。）を作成した旨及びその他の事項を公告し、配慮書及び要約書を公告の日から起算して1ヶ月間の縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

#### (1) 公告の日

2020年8月25日（火）

#### (2) 公告の方法

##### ① 日刊新聞による公告

2020年8月25日（火）付けで、以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。〔別紙1参照〕

- ・中日新聞（朝刊 14面 東三河版）
- ・中日新聞（朝刊 12面 知多版）
- ・朝日新聞（朝刊 25面 愛知全県版）
- ・毎日新聞（朝刊 9面 愛知全県版）
- ・読売新聞（朝刊 25面 愛知全県版）

##### ② インターネットの利用による公表

上記の公告に加え、以下の「お知らせ」を掲載した。

- ・当社ウェブサイト（2020年8月25日（火）より）〔別紙2参照〕

#### (3) 縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間

関係市町の施設6箇所において縦覧を実施した。

当社ウェブサイトにおいてインターネットの利用により公表した。〔別紙3参照〕

縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間は、次のとおりである。

		
田原市役所 1F ロビー (2020年8月24日撮影)	田原市役所 渥美支所 (2020年8月24日撮影)	南知多町役場 環境課 (2020年8月24日撮影)

縦覧場所		縦覧期間	縦覧時間	備考
関係市町の施設	田原市役所 (愛知県田原町南番場 30-1)	2020年 8月25日(火) ～ 2020年 9月24日(木) まで	午前8時30分 ～ 午後5時15分	土曜日、日曜日及び 祝日は除く。
	田原市役所 渥美支所 (愛知県田原市古田町岡ノ越 6-4)			
	田原市 小中山総合会館 (愛知県田原市小中山町新田一本松下 132-1)		午前9時00分 ～ 午後3時30分	
	田原市 中山市民館 (愛知県田原市中山町神明前 146-1)			
	南知多町役場 環境課 (愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18)		午前8時30分 ～ 午後5時15分	
南知多町 篠島開発総合センター (愛知県知多郡南知多町篠島字浦磯 3-3)		午前9時00分 ～ 午後4時00分		
インターネットの利用による公表 当社ウェブサイト ( <a href="http://www.chuden.co.jp/">http://www.chuden.co.jp/</a> )			縦覧期間中常時	—

## 2. 配慮書についての意見の把握

「環境影響評価法」第3条の7の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

### (1) 意見書の提出期間

2020年8月25日（火）から2020年9月24日（木）までとした。なお、郵送の受付は当日消印有効とした。

### (2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。〔別紙4参照〕

①縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函

②当社への郵送による書面の提出

### (3) 意見書の提出状況

意見書の提出は、3通（意見の総数は72件）であった。

## 日刊新聞に掲載した公告内容

○2020年8月25日(火)掲載

- ・中日新聞(朝刊 14面 東三河版)
- ・中日新聞(朝刊 12面 知多版)
- ・朝日新聞(朝刊 25面 愛知全県版)
- ・毎日新聞(朝刊 9面 愛知全県版)
- ・読売新聞(朝刊 25面 愛知全県版)

**お知らせ**

環境影響評価法に基づき、「仮称」あつみ第二風力発電事業計画段階環境配慮書を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

一、事業者の名称 中部電力株式会社  
 代表者 代表取締役社長 社長執行役員 林 欣吾  
 所在地 愛知県名古屋市中区東新町一番地

二、事業の名称(仮称) あつみ第二風力発電事業  
 種類 風力(陸上)  
 規模 発電設備出力 最大二万一千キロワット

三、事業実施想定区域 愛知県田原市小中山町地内

四、縦覧の場所 ①田原市役所 ②田原市役所渥美支所 ③田原市小中山総合会館 ④田原市中山市民館 ⑤南知多町役場環境課 ⑥南知多町篠島開発総合センター

期間 令和二年八月二十五日(火)から九月二十四日(木)まで(土・日・祝日を除く)

時間 ①②⑤ 八時三十分から十七時十五分まで  
 ③④ 九時から十五時三十分まで  
 ⑥ 九時から十六時まで

電子縦覧 [https://www.chuden.co.jp/publicity/topics/1201751\\_3285.html](https://www.chuden.co.jp/publicity/topics/1201751_3285.html)

五、意見書の提出 環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函下さるか、令和二年九月二十四日(木)までに「六、問い合わせ先へ」ご郵送ください(当日消印有効)。

六、問い合わせ先 中部電力株式会社 再生可能エネルギーカンパニー 企画室 風力・太陽光開発グループ  
 〒461-1868 愛知県名古屋市中区東新町一番地  
 電話 〇五二・九七三・二三四九

## 当社ウェブサイトに掲載したお知らせの内容 (1)

○2020年8月25日より掲載



プレスリリース

## 愛知県田原市小中山町における陸上風力発電事業の環境影響評価を開始

2020年08月24日  
中部電力株式会社

記事をシェアする

当社は、愛知県田原市小中山町において、陸上風力発電事業（以下、「本事業」）の開発可能性を検討しており、本日、環境影響評価法に基づき、「計画段階環境配慮書」（以下、「配慮書」）を経済産業大臣、愛知県知事、田原市長、南知多町長へ送付いたしました。

今回送付した配慮書は、環境影響評価法の手続きの一環として、事業の計画段階において、環境保全のために配慮すべき事項について検討した結果を取りまとめたものであり、2020年8月25日から9月24日まで縦覧いたします。

配慮書の縦覧期間中は、配慮書に関するご意見を書面にてお寄せいただくことができますので、「配慮書の縦覧方法および意見書の提出方法」（別紙）をご参照ください。

本事業の実現に向けて、地域の方々をはじめとする関係者の皆さまのご理解とご協力をいただきながら、引き続き、開発可能性の検討を進めてまいります。

当社は、エネルギー自給率の向上と低炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーを主力電源の一つと位置付け、2030年頃に200万kW以上の開発を目標に、引き続き、再生可能エネルギーの開発に積極的に取り組んでまいります。

## 〔仮称〕あつみ第二風力発電事業の概要および環境影響評価の流れ

## 1 事業計画の概要

事業の名称	〔仮称〕あつみ第二風力発電事業
原動力の種類	風力（陸上）
出力	発電機の数：最大5基 （単機出力最大4,200kW程度） 総発電出力：最大21,000kW
事業実施想定区域	愛知県田原市小中山町

## 2 事業実施想定区域



愛知県田原市小中山町

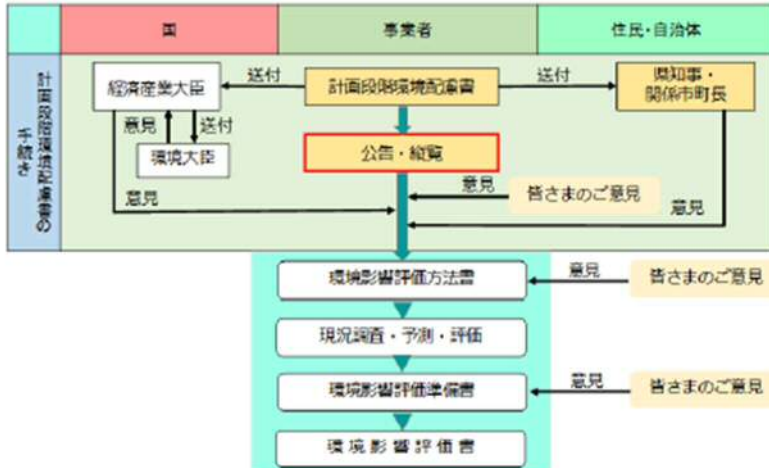
〔注〕国土地理院ウェブサイト（地理タイル一覧）に事業実施想定区域の位置を記述して掲載

## 当社ウェブサイトに掲載したお知らせの内容 (2)

### 3 環境影響評価の流れ

環境影響評価とは、環境に影響を及ぼすおそれがある事業について、その事業の着手前に、環境の現状を調査し、事業の環境への影響を予測および評価を行うとともに、環境の保全に対する措置について検討を行うものです。

今回の配慮書の縦覧は、以下の図の太枠で示した段階のものであり、今後、経済産業大臣、愛知県知事、田原市長、南知多町長、皆さまのご意見を踏まえた上で、環境影響評価方法書の手続きに反映します。



別紙

[配慮書の縦覧方法および意見書の提出方法](#)

以上

別紙

### 配慮書の縦覧方法および意見書の提出方法

#### 1 配慮書の縦覧方法

##### (1) 縦覧場所

縦覧場所	所在地	縦覧時間(注)
田原市役所	愛知県田原市田原町南番場30-1	8時30分～17時15分
田原市役所海美支所	愛知県田原市古田町岡ノ廻6-4	8時30分～17時15分
田原市小中山総合会館	愛知県田原市小中山町新田1本松下132-1	9時～15時30分
田原市中山市民館	愛知県田原市中山町神時前146-1	9時～15時30分
南知多町役場環境課	愛知県知多郡南知多町大字豊福員ヶ坪18	8時30分～17時15分
南知多町篠島開発総合センター	愛知県知多郡南知多町大字篠島浦瀬3-3	9時～16時

(注) いずれも土曜日・日曜日・祝日を除く。

##### (2) 縦覧期間

2020年8月25日(火曜日)から2020年9月24日(木曜日)



## 当社ウェブサイトに掲載したお知らせの内容 (3)

(3) インターネットによる公表

当社のホームページにおいて2020年8月25日（火曜日）9時から2020年9月24日（木曜日）17時40分までの間、配電書をご覧ください。

④ [2020年8月24日当社お知らせ「『\(仮称\)あつみ第二風力発電事業 計画区域環境配慮書』の電子版について」](#)

### 2 意見書の提出方法

配電書について環境保全の観点からご意見をお持ちの方は、意見書を縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函くださるか、または郵送によりお寄せください。

(1) 意見書への記載事項

氏名および住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）

意見書の提出の対象である配電書の名称

配電書について環境保全の観点からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）

(2) 意見書の提出期限

2020年9月24日（木曜日）まで（郵送の場合、当日消印有効）

(3) 意見書の郵送先

〒461-8680

名古屋市中区東新町1番地

中部電力株式会社 再生可能エネルギーカンパニー

企画室 風力・太陽光開発グループ

【配電書に関するお問い合わせ先】

中部電力株式会社 再生可能エネルギーカンパニー

企画室 風力・太陽光開発グループ

Tel : 052-973-2249

（土曜日・日曜日・祝日は除く、9時から17時30分まで）

以上

## 当社ウェブサイトに掲載した配慮書の内容

○2020年8月25日（火）から2020年9月24日（木）まで掲載



お知らせ

## 「（仮称）あつみ第二風力発電事業 計画段階環境配慮書」の電子縦覧について

2020年08月25日  
中部電力株式会社

記事をシェアする



「（仮称）あつみ第二風力発電事業 計画段階環境配慮書」（以下、「配慮書」）およびこれを要約した書類（以下、「要約書」）を、環境影響評価法に基づき、以下のとおり公表いたします。

配慮書および要約書は、2020年8月25日（火曜日）から9月24日（木曜日）まで閲覧することができます。なお、印刷およびダウンロードによる閲覧はできません。

個人の私的使用等著作権法によって認められた場合を除き、著作権者およびその他の権利者の許諾を得ることなく、複製、販売、貸与、転用、他のホームページへの転載などを行うことは著作権法違反になる場合がありますのでご注意ください。

閲覧時のブラウザは、Internet Explorerをご利用ください。

[■ 表紙・目次 \[PDF: 420KB\]](#)

[■ 第1章 第一種事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 \[PDF: 678KB\]](#)

[■ 第2章 第一種事業の目的及び内容 \[PDF: 28,500KB\]](#)

[■ 第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況（自然的状況） \[PDF: 25,927KB\]](#)

[■ 第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況（社会的状況） \[PDF: 18,061KB\]](#)

[■ 第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果 \[PDF: 14,739KB\]](#)

[■ 第5章 計画段階環境配慮書を委任した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 \[PDF: 291KB\]](#)

[■ 要約書 \[PDF: 21,829KB\]](#)

### 意見書の提出

配慮書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、2020年9月24日（木曜日）までに、意見書を検索場所に備え付けの意見書箱にご投函くださるか、または郵送（当日消印有効）により問い合わせ先へお寄せください。

意見書の様式は下記からもダウンロードできます。

[■ 意見書様式（PDF形式） \[PDF: 245KB\]](#)

[■ 意見書様式（WORD形式） \[Word: 18KB\]](#)

### お問い合わせ先（意見書の郵送先）

中部電力株式会社 再生可能エネルギーカンパニー 企画室 風力・太陽光開発グループ

〒461-8680 名古屋市東区東新町1番地

Tel: 052-973-2249（土曜日・日曜日・祝日を除く9時から17時30分まで）

以上

意見書用紙

**意見書**

お 名 前	
ご 住 所	
ご 連 絡 先	
対象事業の名称	(仮称) あつみ第二風力発電事業
(ご意見・ご質問)	

## 第2章 配慮書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解案

「環境影響評価法」第3条の7の規定に基づき、配慮書について受け付けた意見書は3通、意見は72件であった。

配慮書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解案は、次のとおりである。

配慮書について述べられた意見の概要と事業者の見解案

1. 環境全般

No.	一般の意見の概要	事業者の見解案
1	<p>■1. 意見は要約しないこと</p> <p>意見書の内容は、事業者（中部電力株式会社）及び委託先（株式会社テクノ中部）の判断で削除または要約しないこと。削除または要約することで貴社側の作為が入る恐れがある。事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。</p>	<p>頂いたご意見は原文のとおり記載いたしました。また、意見書への事業者の見解については、頂いた順番のとおり記載いたします。</p>
2	<p>■2. コウモリ類について</p> <p>コウモリは夜間にたくさんの昆虫を捕食するので、生態系の中で重要な役割を持つ動物である。また害虫をたくさん食べるので、人間にとっては益獣である。しかし風力発電施設では、バットストライクが多数生じている。NEDOの報告書(*)によれば、実態把握サイト（風力発電施設10サイト）におけるコウモリ類の推定死亡数は年間502.8個体とされ、これは鳥類の年間推定死亡数(257.6羽)のおよそ2倍になる。</p> <p>コウモリ類の出産は年1～2頭程度と、繁殖力が極めて低いため、死亡率のわずかな増加が、地域個体群へ重大な影響を与えるのは明らかである。国内では今後さらに風車が建設される予定であり、コウモリ類について累積的な影響が強く懸念される。益獣が減れば住民に不利益が生じる。これ以上風車で益獣のコウモリを殺さないでほしい。</p> <p>*平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握I報告書）P213.NEDO,2018.</p>	<p>方法書以降の手続きにおいて、必要に応じ、専門家に指導、助言を仰ぐとともに、最新の知見を収集し、コウモリ類への環境保全措置を検討していきます。</p>
3	<p>■3. コウモリ類の保有するウィルスが心配</p> <p>コウモリ類はウィルスの自然宿主としても知られる。仮にウィルスを保有したコウモリ類の死骸を、スカベンジャー（タヌキやキツネ、カラスなど）が捕食した場合、ウィルスがスカベンジャーから家畜・ペットを経由してヒトへ感染するおそれがある。ウィルスが拡散すれば国民に不利益が発生する。よって、「重要種に該当する・該当しない」に係らず、コウモリ類は風力発電施設で1頭たりとも殺さないで欲しい。</p>	<p>方法書以降の手続きにおいて、必要に応じ、専門家に指導、助言を仰ぐとともに、最新の知見を収集し、コウモリ類への環境保全措置を検討していきます。</p>
4	<p>■4. 専門家へのヒアリング実施時期は「年月」だけではなく「年・月・日」まで記載すること</p> <p>他事業ヒアリング内容を、専門家の断りもなく勝手に流用する事業者がいた。ヒアリングの「年月」の記載だけでは、それが適切に実施されたものであるか、閲覧者は判断できない。ヒアリングの透明性を確保するため、ヒアリングの実施時期は「年月」だけでなく「年月日」まで必ず記載していただきたい。</p>	<p>今後の環境影響評価図書において、専門家のヒアリング実施年月日を記載いたします。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者の見解案
5	<p>■5. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速未満であってもブレードは回転するのか？</p>	<p>採用する風力発電機は現時点で決定しておりませんが、カットイン風速未満では、ブレードは遊転状態となり、発電時のように回転することはありません。</p>
6	<p>■6. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速を任意に変更できるのか？</p>	<p>採用する風力発電機は現時点で決定していないため、カットイン風速の変更可否についてお答えできません。</p>
7	<p>■7. 本事業で採用する予定の風力発電機は、弱風時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を実行できるのか？</p>	<p>採用する風力発電機は、現時点で決定しておりませんが、一般的にブレードをフェザリング状態にすることにより回転を止めることができます。</p>
8	<p>■8. コウモリ類の調査について 方法書以降で現地調査により、コウモリ相（どんな種類のコウモリが生息するか）を調べると思うが、相調査だけではバットストライクの影響予測や保全措置に必要な情報が得られない。コウモリ類の影響の程度を予測するために、調査の重点化を行うべきではないのか。</p>	<p>頂いたご意見を踏まえつつ、方法書以降の手続きにおいて、必要に応じ、専門家に指導、助言を仰ぎ、コウモリ類の調査方法を検討していきます。</p>
9	<p>■9. バットディテクターの探知距離について バットディテクターの探知距離は短く、高空、つまり風車ブレードの回転範囲のコウモリの音声は地上からほとんど探知できない。よって風況観測塔（バルーンは風で移動するので不適切）にバットディテクター（自動録音バットディテクター）の延長マイクを設置し、高高度におけるコウモリの音声を自動録音するべきではないのか。これらは、すでに欧米や国内でも行われている調査手法である。</p>	<p>コウモリ類の調査については、自動録音機能を備えたフルスペクトラム方式のバットディテクターを用いる予定ですが、方法書以降の手続きにおいて、必要に応じ、専門家に指導、助言を仰ぎ、調査方法を検討していきます。</p>
10	<p>■10. バットディテクターの機種について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘテロダイナ方式のバットディテクターは、一度に探知できる周波数帯が狭いので、コウモリの種の識別にはほぼ使用できない。バットディテクターは、周波数解析が可能な方式の機種を使用すべきではないのか。</li> <li>・コウモリ類の周波数解析（ソナグラム）による種の同定は、国内ではできる種とできない種がある。図鑑などの文献にあるソナグラムはあくまで参考例であり、実際は地理的変異や個体差、ドップラー効果など声の変化する要因が多数あるため、専門家でも音声による種の同定は慎重に行う。よって、無理に種名を確定しないで、グループ（ソナグラム型）に分けて利用頻度や活動時間を調査するべきではないのか。</li> <li>・捕獲によって攪乱が起こるので、自動録音調査と捕獲調査は、同日に行うべきではない（捕獲調査日の録音データは使用しないこと）。</li> </ul>	<p>コウモリ類の調査については、自動録音機能を備えたフルスペクトラム方式のバットディテクターを用いる予定ですが、方法書以降の手続きにおいて、必要に応じ、専門家に指導、助言を仰ぎ、調査方法を検討していきます。</p> <p>また、同定が困難な種もあると考えていることから、グループ（ソナグラム型）に分けて調査する予定ですが、方法書以降の手続きにおいて、専門家の指導、助言を仰ぎつつ、調査方法を検討していきます。</p>

No	一般の意見の概要	事業者の見解案
11	<p>■11. コウモリ類の捕獲調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コウモリ類について配慮のかけた不適切な捕獲を行う業者がいる。よってコウモリの捕獲及び許可申請の際には必ず「コウモリ類の専門家」の指導をうける（うけさせる）べきだ。</li> <li>・6月下旬—7月下旬はコウモリ類の出産哺育期にあたるため、捕獲調査を避けるべきではないのか。</li> <li>・ハープロップは高空を飛翔するコウモリを捕獲できないので、カスミ網も併用するべきではないか。</li> <li>・捕獲したコウモリは、麻酔をせずに、種名、性別、年齢、体重、前腕長等を記録し、すみやかに放獣するべきではないか。</li> <li>・捕獲個体やねぐらに残した幼獣への影響が大きいので、ハープロップは、かならず夜間複数回見回るべきだ（夕方設置して、見回りせずに朝方回収などということをして絶対に行わないこと）。</li> <li>・捕獲した個体を持ち帰り飼育しないこと。</li> <li>・捕獲した個体を素手で扱わないこと。</li> <li>・冬眠中の個体を絶対に覚醒させないこと。</li> <li>・冬眠中の個体を絶対に捕獲しないこと。</li> </ul>	<p>頂いたご意見を踏まえつつ、方法書以降の手続きにおいて、必要に応じ、専門家に指導、助言を仰ぎ、コウモリ類の調査方法を検討していきます。</p> <p>また、捕獲時期や捕獲方法・捕獲した個体の扱いなどについても専門家の指導、助言を仰ぎ、検討していきます。</p>
12	<p>■12. 「回避」と「低減」の言葉の定義について1 「影響の回避」と「影響の低減」について定義を述べよ。</p>	<p>「環境アセスメント技術ガイド」（一般社団法人日本環境アセスメント協会、2017年）によれば、「回避は行為の全体または一部を実行しないことによって影響を回避すること、低減は何らかの手段で影響要因または影響の発現を最小限に抑えること、または発現した影響を何らかの手段で修復すること」と示されています。</p>
13	<p>■13. 「回避」と「低減」の言葉の定義について2</p> <p>事業者らは今後、コウモリ類へ影響に対して「ライトアップをしない」ことを掲げるかもしれないが「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではない。「ライトアップしないこと」により「ある程度のバットストライクが『低減』された事例」は、これまでのところ一切報告がない。これについて、事業者の見解とその理由を述べよ。</p>	<p>方法書以降の手続きにおいて、必要に応じ、専門家に指導、助言を仰ぐとともに、最新の知見を踏まえ、コウモリ類への環境保全措置を検討していきます。</p>
14	<p>■14. 回避措置（ライトアップの不使用）について</p> <p>ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これは事実だ。ライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』」できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。</p>	<p>方法書以降の手続きにおいて、必要に応じ、専門家に指導、助言を仰ぐとともに、最新の知見を踏まえ、コウモリ類への環境保全措置を検討していきます。</p>

No	一般の意見の概要	事業者の見解案
15	<p>■15. コウモリ類の保全措置（回避）について</p> <p>樹林内に建てた風力発電機や、樹林（林縁）から200m以内に建てた風力発電機は、バットストライクの高リスクが高いことが、これまでの研究で分かっている。低空（林内）を飛行するコウモリでさえ、樹林（林縁）から200m以内ではバットストライクの高リスクが高くなる。よって風力発電機は、樹林から200m以上離して設置して頂きたい。</p>	<p>方法書以降の手続きにおいて、必要に応じ、専門家に指導、助言を仰ぐとともに、最新の知見を踏まえ、コウモリ類への環境保全措置を検討していきます。</p>
16	<p>■16. コウモリの保全措置（低減措置）は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的</p> <p>「コウモリの活動期間中にカットイン風速（発電を開始する風速）の値を上げること及び低風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を行うこと」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。よって、必ず実施して頂きたい。※Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher.2010</p>	<p>方法書以降の手続きにおいて、必要に応じ、専門家に指導、助言を仰ぐとともに、最新の知見を踏まえ、コウモリ類への環境保全措置を検討していきます。</p>
17	<p>■17. 「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること</p> <p>「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスをできるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングするコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。また、残念ながら日本国内においてバットストライクの予測に関して具体的な指針は策定されていない。</p> <p>よって、仮に事業者が「国内ではバットストライクの予測について標準化された手法は公表されていない」、「国内ではコウモリ類の定量的予測は困難」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。</p>	<p>コウモリ類への影響の調査、予測及び評価について、今後、必要に応じ、専門家等に指導、助言を仰ぐとともに、最新の知見を踏まえ、検討していきます。</p>
18	<p>■18. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」</p> <p>国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）しない事業者が散見される。</p> <p>「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。</p>	<p>方法書以降の手続きにおいて、必要に応じ、専門家に指導、助言を仰ぐとともに、最新の知見を踏まえ、コウモリ類への環境保全措置を検討していきます。</p>



No	一般の意見の概要	事業者の見解案
19	<p>■19. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、「不適切」2</p> <p>国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「影響の程度（死亡する数）が確実に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。</p> <p>定性的予測であれば、国内外の風力発電施設において、バットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。</p> <p>よって、本事業者らの課題は、「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」である。そのための調査を「準備書までに」実施して頂きたい。</p>	<p>方法書以降の手続きにおいて、必要に応じ、専門家に指導、助言を仰ぐとともに、最新の知見を踏まえ、コウモリ類への環境保全措置を検討していきます。</p>
20	<p>■20. 環境保全措置は「コウモリを殺す前から実施してほしい」上記のコウモリの保全措置（「<u>カットイン風速の値を上げること及び低風速時のフェザリング</u>」）については、「事業者が実施可能」かつ「最新の知見に基づいた」コウモリ類への環境保全措置である。よって「コウモリを殺す前」、すなわち「<u>試運転開始日から</u>」実施して頂きたい。</p>	<p>方法書以降の手続きにおいて、必要に応じ、専門家に指導、助言を仰ぐとともに、最新の知見を踏まえ、コウモリ類への環境保全措置を検討していきます。</p>

No	一般の意見の概要	事業者の見解案
21	<p>■21. 「環境保全措置」の定義について</p> <p>事業者らは環境アセスメントにおける「環境保全措置」とは何か、理解しているか。「環境保全措置」の定義及び実施基準を述べよ。</p>	<p>「環境保全措置」の定義及び実施基準については、「発電所の設置又は変更の工事に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成10年通商産業省令第54号)(以下、「発電所アセス省令」という。)第28条第1項より、以下のとおりと考えます。</p> <p>特定対象事業に係る環境影響評価を行うに当たり、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境の保全のための措置(環境保全措置)を検討するもの</p>

No	一般の意見の概要	事業者の見解案
22	<p>■22. 「事後調査」の定義について</p> <p>事業者らは環境アセスメントにおける「事後調査」とは何か、理解しているか。「事後調査」の定義及び実施基準を述べよ。</p>	<p>「事後調査」の定義及び実施基準については、「発電所アセス省令」第31条第1項より、以下のとおりと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の各号のいずれかに該当する場合において、当該環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある時に、特定対象事業に係る工事の実施中及び供用開始後の環境の状況を把握するための調査       <ol style="list-style-type: none"> <li>一 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合</li> <li>二 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合</li> <li>三 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合</li> <li>四 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合</li> </ol> </li> </ul>
23	<p>■23. 「事後調査」の定義について2</p> <p>念のため確認しておく。発電所アセス省令によれば、「事後調査」は「環境保全措置」ではないが、事業者らは理解しているか。</p>	<p>「事後調査」は「環境保全措置」ではないものと承知しております。</p>
24	<p>■24. 環境保全措置の実施時期について</p> <p>環境保全措置について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、（カットイン風速の値を上げる）保全措置は実施しない（事後調査の後まで先延ばしにする）」といった回答をするかもしれないが、すでに保全措置を行う先進的事業者もいる。環境保全措置は安全側にとるべきである。保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要であると思うが、これについて事業者の見解とその理由を述べよ。</p>	<p>方法書以降の手続きにおいて、必要に応じ、専門家に指導、助言を仰ぐとともに、最新の知見を踏まえ、コウモリ類への環境保全措置を検討していきます。</p>
25	<p>■25. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること</p> <p>上記について「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので（カットイン風速の値を上げる）保全措置は実施しない（大量に殺した後に検討する）」といった回答をする事業者がいたが、仮に国内事例が少なからうが、「適切な保全措置の実施」は十分可能である。</p>	<p>方法書以降の手続きにおいて、必要に応じ、専門家に指導、助言を仰ぐとともに、最新の知見を踏まえ、コウモリ類への環境保全措置を検討していきます。</p>

No	一般の意見の概要	事業者の見解案
26	<p>■26. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること2</p> <p>そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に事業者が「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。</p>	<p>方法書以降の手続きにおいて、必要に応じ、専門家に指導、助言を仰ぐとともに、最新の知見を踏まえ、コウモリ類への環境保全措置を検討していきます。</p>
27	<p>■27. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること3</p> <p>今後、事業者は「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。</p> <p>この「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、「<u>予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい</u>」という前提が隠れている。しかし発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はないことを先に指摘しておく。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。</p>	<p>方法書以降の手続きにおいて、必要に応じ、専門家に指導、助言を仰ぐとともに、最新の知見を踏まえ、コウモリ類への環境保全措置を検討していきます。</p>
28	<p>■28. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること4</p> <p>今後、事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階だ。よって事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。</p> <p>国内では2010年からバットストライクが確認されており（環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書）、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省、2011）」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではない。また、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からとって、それが「国内の風発事業者が適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という根拠にはならないことを先に指摘しておく。これについて、事業者見解とその理由を「丁寧に」述べよ。</p>	<p>方法書以降の手続きにおいて、必要に応じ、専門家に指導、助言を仰ぐとともに、最新の知見を踏まえ、コウモリ類への環境保全措置を検討していきます。</p>
29	<p>コウモリ類について</p> <p>欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&amp;バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。</p> <p>国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。</p> <p>このことを踏まえて環境保全の見地から、本配慮書に対して以下の通り意見を述べる。</p> <p>なお、本意見は要約しないこと。</p>	<p>頂いたご意見は、要約せずに、原文のとおり記載いたします。</p>

No	一般の意見の概要	事業者の見解案
30	1. P188 に示された「渥美火力発電所構内における風力発電事業 環境影響評価報告書（中部電力株式会社，2019年）」におけるバットディテクターの調査結果（日時，kHz，位置）を記載すること。	方法書以降の手續きにおいて、「渥美火力発電所構内における風力発電事業 環境影響評価報告書」（中部電力株式会社，2019年）」におけるバットディテクターの調査結果の記載について検討していきます。
31	2. P188 に示された「渥美火力発電所構内における風力発電事業 環境影響評価報告書（中部電力株式会社，2019年）」を「環境省 環境影響評価情報支援ネットワーク 環境アセスメント事例 環境アセスメント事例情報」で公開すること。元の資料が改ざんされている可能性があり，非公開の資料の引用は信頼性がない。	引用資料は，非公開であっても適切に取り扱っております。「環境省 環境影響評価情報支援ネットワーク」への資料公開については，今後検討していきます。
32	3. P188 に示された「渥美火力発電所構内における風力発電事業 環境影響評価報告書（中部電力株式会社，2019年）」は本来，既存資料（第3章）として扱うべきである。第4章に記載した合理的理由を述べよ。	「渥美火力発電所構内における風力発電事業 環境影響評価報告書」（中部電力株式会社，2019年）」は，計画段階配慮事項として選定した動物（重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。））の予測・評価の根拠となる資料であることから，第4章に記載しました。方法書以降の手續きにおいて，第3章に記載することを検討していきます。
33	4. 配慮書段階で哺乳類の専門家にヒアリングを行ったことは評価されるが，コウモリ類の専門家にもヒアリングを行い，今後の調査手法等に反映させる必要がある。	今後，必要に応じて，コウモリ類の専門家へのヒアリングについて，検討していきます。
34	5. 配慮書においてバットストライクの予測を行わない理由を述べよ。	文献その他の資料の調査結果によれば，コウモリ類の重要な種は確認されなかったため，予測・評価の対象としておりません。方法書以降の手續きにおいて，コウモリ類の調査，予測及び評価について，必要に応じ，専門家に指導，助言を仰ぐとともに，最新の知見を踏まえ，検討していきます。
35	6. ただちに既設の風力発電機（あつみ風力発電所）におけるバットストライクの状況を把握する必要がある。ただし，調査とは保安点検員等がついでに行うものではない。	あつみ風力発電所は現在建設中であるため，バットストライクの状況を把握することはできません。

No	一般の意見の概要	事業者の見解案
36	<p>7. 今後も事業者および委託事業者の独断による影響評価を進めることなく、各段階の事前または事後にコウモリ類の環境影響評価に詳しい専門家の指導を仰ぎ、コウモリ類の飛翔状況を把握するための確実な調査手法を検討し、さらにコウモリ類調査の十分な経験と知識を持った者による適切な調査、予測評価、保全措置、事後調査を行う必要がある。</p>	<p>方法書以降の手続きにおいて、コウモリ類の調査、予測、評価及び環境保全措置について、必要に応じ、専門家に指導、助言を仰ぐとともに、最新の知見を踏まえ、検討していきます。</p>
37	<p>* 事業実施想定区域は、風力発電が乱立するので計画断念を 事業実施想定区域は、田原市小中山町地内の約 39ha であるが、(株) JERA の渥美火力発電所 (2019 年 4 月に中部電力(株)から移管) の海側の保安林内又は砂浜で最大 5 基を計画している p4。 内陸側には「あつみ風力発電所」2 基が建設中である。また、既設の「渥美風力発電所」の 7 基、南側に計画されている「田原中山風力発電所」6 基となり、今回計画の 5 基と合わせると、渥美半島の西側の北半分に風力発電機 20 基が隙間なく並び立つことになる。景観上も問題を抱え、サシバ、アサギマダラの渡りの方向に直面することで、バードストライク等を頻発させるような計画は断念すべきである。</p>	<p>方法書以降の手続きにおいて、景観及びバードストライク等への影響を予測・評価し、環境保全措置を検討していきます。</p>
38	<p>* 騒音苦情は、全国の風力発電からの苦情を追加調査すべき 騒音に係る苦情の発生状況 p37 は、「公害等に関する苦情件数等調査結果」から愛知県内の状況だけが紹介され、2018 (平成 30) 年度は田原市で 5 件の騒音苦情があったと表面的なことしかないが、その発生源で風力発電所に含まれていないか、低周波音は含まれていないかなどを過去 10 年間ぐらいは調査すべきである。 また、低周波音を含む風力発電の特殊性から、全国の風力発電からの苦情を調査すべきである。「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」(環境省 2013 年) では「騒音・超低周波音の苦情発生状況 (389 か所の風力発電所のうち 64 か所: 環境省アンケート 2010 年 4 月時点、定格出力 2000Kw 以上は 56%) 」 p17 など追記すべきである。</p>	<p>田原市の騒音・低周波音に係る苦情や全国の風力発電の騒音・低周波音に係る苦情に関する調査の実施については、方法書以降の手続きで検討していきます。 また、「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」の P17 の追記についても、方法書以降の手続きで、検討していきます。</p>
39	<p>* 田原市の低周波音苦情の発生状況を調査すべき 低周波音に係る苦情の発生状況 p37 は“「平成 30 年度の環境に関する報告書」(令和元年、田原市)によると、田原市において近年低周波音に係る苦情は寄せられていない。”とあるが、この出典によれば、平成 20、21、23、24 年度に、各 1 件とはいえ、低周波音に係る苦情が発生している。この内容を田原市に確認して記載すべきである。</p>	<p>田原市の低周波音に係る苦情の内容について、今後、田原市に確認することを検討していきます。</p>

No	一般の意見の概要	事業者の見解案
40	<p>*地下水質で田原市伊良湖町は環境基準超過の前歴。</p> <p>“「2018（平成30）年度公共用水域及び地下水の水質調査結果」（愛知県、2019年）によると、2018年度における事業実施想定区域及びその周囲の地下水の水質は、定期モニタリング調査（過去の概況調査により新たに発見された、又は事業者からの報告等により新たに明らかになった汚染地域について、継続的な監視をするために実施する調査）が1地点で行われており、その調査結果は第3.1-26表のとおりである。” p51として、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が5.7mg/Lと環境基準10mg/Lが示してあるだけであるが、継続的な監視をするという調査の性格上、その経年変化を記載すべきである。</p> <p>愛知県環境局の環境データ検索システムから調べると、2006（H18）年度の概況調査で、30mg/Lと環境基準10mg/Lの3倍あり、翌年からその発端井戸で定期モニタリング調査を続けており、図のような変化をしている。2018年度だけを見ると5.7mg/Lと環境基準に適合しているが、前年の2017年度は42mg/Lと過去最大で環境基準の4倍を超えており、安心できる状況ではない。また、最新資料で2019（令和元）年度は7.0mg/Lと、また上昇を始めている。もし方法書を作るとすれば、経年変化を追加し、また、最新の資料として2019年度の調査結果まで含むべきである。ちなみに田原市の「環境に関する報告書（令和元年度の環境状況）」はすでに公表されており、伊良湖町の地下水質は、2019（令和元）年度7.0mg/L p90が公表されている。</p> <p>また、その地点が計画地とどの程度離れているかが理解できるように住所と地図を追記すべきである。一般には公表されていない測定値が入手でき、田原市の環境に載せるのだから、位置ぐらいは入手し計画地から何km離れているというような表現で記載すべきである。</p> <p>造成工事に伴う排水や掘削土からの浸出水に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が含まれるおそれを判断できるようにすべきである。</p>	<p>ご指導頂いた事項を踏まえ、方法書以降の環境影響評価図書への記載を検討していきます。</p>
41	<p>*バードストライクの全国状況を追加調査すべき</p> <p>動物の注目すべき生息地 p66 の③鳥類の渡り経路 p71 で、サシバ、ノスリの渡り経路が、事業実施想定区域と重なっているため、バードストライクの全国的な状況を調査および、当該地での既存風力発電所での実績を調査すべきである。</p> <p>また、これらの風力発電施設の累積効果を防止するため、周辺で稼働している3社・12基の既設風力発電所でのバードストライク状況について配慮書段階で調査し、その概要を追加し、季節別回数、鳥類名等を示すべきである。なお、「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」（環境省2013年）では、アンケート調査では定格出力2000Kw以上は39%と高くなっている p20 ことを参考に、方法書ではバードストライクの予測をすべきである。</p>	<p>ご指導頂いた事項を踏まえ、方法書以降の環境影響評価図書への記載を検討していきます。</p> <p>また、方法書以降の手続きにおいて、バードストライク等への影響を予測・評価し、環境保全措置を検討していきます。</p>

No	一般の意見の概要	事業者の見解案
42	<p>*ハギクソウは事業実施想定区域にあるのか明示を 事業実施想定区域及びその周辺の植物の重要な群落等 p84 が、表の注で“非公表であることから位置は示していない”とあるのはやむを得ないとしても、事業実施想定区域にハギクソウがあるかどうかぐらいは示すべきである。 専門家等へのヒアリングの結果で“ハギクソウは、県の希少野生動物植物にも指定されており直接改変の回避が必要である。同種は国内でも伊良湖岬周辺の5か所でしか見られない貴重な種である。移植も難しいと考える。” p214 とあり、事業実施想定区域にハギクソウがある場合は、計画を断念することがもっとも常識的である。</p>	<p>「田原市伊良湖町ハギクソウ生育地保護区」及び「田原市小中山町ハギクソウ生育地保護区」の位置は非公表であるため、把握しておりません。 方法書以降の手續きにおいて、事業実施想定区域内におけるハギクソウの生育について、調査、予測及び評価を検討していきます。</p>
43	<p>*「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」を追加すべき騒音の規制基準等 p131 では、騒音規制法の工場騒音、建設作業騒音、自動車騒音の要請限度を説明しているだけだが、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省 2017年5月27日）を追記し、分かりやすくすべきである。また、それとの整合性も評価することとし、残留騒音の意味、指針値は残留騒音+5dB、ただし、下限値 40dB（静穏を要する地域は 35dB）などを説明すべきである。</p>	<p>方法書以降の手續きにおいて、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、2017年）の記載について、検討していきます。</p>
44	<p>*保安林をつぶす事業計画の再検討 国土防災関係で、保安林の指定状況だけが記載 p159 してあるが、事業実施想定区域は保安林に指定されているので、その種類として「飛砂防備保安林」を追記するとともに、保安林解除の条件を調査すべきである。 その東側一帯はキャベツなどが植えられ、優良な農地になっている。このようなところの「保安林」を解除できるはずがない。森林法第26条（解除）では、「指定の理由が消滅したとき…解除しなければならない。」とあるが、飛砂の防備による国土の保全、農地の保護という理由が消滅することはない。または「公益上の理由により必要が生じたときは…解除することができる。」としているが、保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて昭和45年6月2日 最終改正：平成29年3月29日 林整治第2541号では、第2保安林の解除について、「2 公益上の理由：…「公益上の理由により必要が生じたとき」とは、保安林を次に掲げる事業の用に供する必要が生じたときとするものとする。 ア 土地収用法その他の法令により…、国等が実施するもの ……これには該当しない イ 国等以外の者が実施する事業のうち、別表3に掲げる事業に該当するもの （別表3 国等以外の者が実施する事業 14 電気通信事業法（認定電気通信事業）、15 放送法（放送設備）、16 電気事業法（一般送配電事業又は送電事業の用に供する電気工作物）、17 発電用施設周辺地域整備法（規定する発電用施設：法の定義では、原子力発電、水力発電、地熱発電、火力発電施設（沖縄県の区域に設置されるものに限る。）、核燃料物質の再処理施設）。……風力発電施設は公益上の理由による保安林解除はできない。 ウ ア又はイに準ずるもの こうしたことから、保安林の解除はありえない。このため知事も田原中山風力発電書の配慮書（2019年11月19日）でも、方法書（2020年7月22日）でも、事業計画の再検討を求めているはずである。</p>	<p>今後、保安林の解除等について関係機関と協議・調整するよう検討していきます。</p>



No	一般の意見の概要	事業者の見解案
45	<p>*騒音・低周波音の定量的予測を</p> <p>騒音・低周波音の予測手法は“配慮が特に必要な施設及び住宅等を抽出し、…位置関係（距離）及び分布状況を整理した。”p177とだけであり、騒音レベルの簡便な予測さえ行っていない。</p> <p>風力発電機の概要p21が分かれば、その製品仕様で騒音及び低周波音の発生強度が分かるはずである。例えば、トヨタ自動車田原工場風力発電所設置事業 環境影響評価準備書（2018年9月）では、風力発電機の周波数帯別音圧レベルが表のように公表されている。この騒音・低周波音の発生強度（パワーレベル）と、調査した住宅等までの距離により、簡便な騒音・低周波音の予測が可能であるため予測をすべきである。無理でも、既設の風力発電機からの騒音及び低周波音は周辺での測定値があるはずであり、それを指針値と比較して評価すべきである。</p>	<p>今後、風力発電機の選定作業を行うとともに、方法書以降の手続きにおいて、騒音・低周波音の定量的な予測及び評価について、検討していきます。</p>
46	<p>*騒音・低周波音の評価結果は、あまりにも一般的</p> <p>騒音・低周波音の予測結果として“風力発電機の配置によっては、配慮が特に必要な施設及び住宅等へ風力発電機からの騒音及び低周波音による<u>重大な影響が生じる可能性がある</u>と予測する。”p177としている。評価結果として“配慮が特に必要な施設及び住宅等までの最短距離は、A案が約0.6km、B案が約0.7kmである。また、A案及びB案共に配慮が特に必要な施設が2施設存在し、住宅等の数は、A案が574戸、B案が518戸存在する。”p178というものであり、配慮書を作る前から分かり切っていることが書いてあるだけであり、定量的な予測・評価が必要である。</p> <p>また、“これらの影響については、今後の環境影響評価手続きにおいて、配慮が特に必要な施設及び住宅からの距離に留意して風力発電機の機種、基数や配置計画等を検討し、騒音及び低周波音の定量的な予測を行い、適切な環境保全措置を検討することにより、A案及びB案共に、重大な影響を回避又は低減できる可能性があると評価する。”とあるが、これは環境影響評価の手続きを書いただけである。適切な環境保全措置の検討内容もないまま、この文章が他の項目（風車の影 p182、動物 p205、植物 p216、生態系 p226、景観 p238）でも必ず記載してある。</p>	<p>方法書以降の手続きにおいて、騒音・低周波音の定量的な予測・評価について、検討していきます。</p>
47	<p>*騒音・低周波音の評価結果は希望的観測</p> <p>騒音及び低周波音による重大な影響が生じる可能性があるとして予測する。”p177としながら、評価結果は“今後の環境影響評価手続きにおいて、配慮が特に必要な施設及び住宅からの距離に留意して風力発電機の機種、基数や配置計画等を検討し、騒音及び低周波音の定量的な予測を行い、適切な環境保全措置を検討することにより、A案及びB案共に、重大な影響を回避又は低減できる可能性があるとして評価する。”p178と、希望的観測を表明しているにすぎない。</p> <p>“適切な環境保全措置を検討する”といいながら、環境保全措置として挙げてあるのは、機種、基数、配置計画だけであり、これだけでは適切な環境保全措置とならないことは“定量的な予測”をすれば明らかとなる。</p>	<p>方法書以降の手続きにおいて、騒音・低周波音の定量的な予測・評価について、検討していきます。</p>

No	一般の意見の概要	事業者の見解案
48	<p>* 地形及び地質の予測結果は予測条件を  予測手法で“事業実施想定区域（風力発電機設置想定範囲）と…予測した。”p179 と突然「風力発電機設置想定範囲」という単語が出てきたが、これでは事業実施想定区域約 39ha : p4 と風力発電機設置想定範囲（A 案が約 7ha、B 案が約 9ha : p179）と同じ単語と勘違いしてしまう。</p> <p>風力発電機設置想定範囲は、事業実施想定区域のうち、風力発電機を設置する維持管理上の面積と考えられるが、定義を明らかにし、A 案より B 案が 2ha 多くなる理由を明記すべきである。</p> <p>B 案は砂浜なので、建設位置の制限はあまりなく、最大 5 基を建設できるということなのか（A 案は 4 基 : 1.75ha/基、B 案は 5 基 : 1.8ha/基）、それとも、基数は同じでも、B 案は 1 基あたりの建設面積は多いのか（5 基なら A 案は 1.4ha/基、B 案は 1.8ha/基）。いずれにして予測結果の A 案が約 7ha、B 案が約 9ha の算定根拠もないまま判断することはできない。ちなみに、環境影響評価で先行している田原中山風力発電所の方法書 p13 では、風車基礎施工ヤードで 438.3m<sup>2</sup>、公道からの管理用道路で 215m<sup>2</sup>、クロマツ植栽復旧で 837m<sup>2</sup> で 1 基当たり約 1.5ha を計画している。</p>	<p>風力発電機設置想定範囲は、風力発電機の設置を想定するうえで、最大となる面積を示しており、改変面積を示したものではありません。方法書以降の手続きにおいて、事業計画について検討していきます。</p>
49	<p>* 地形及び地質の評価結果は、あまりにも一般的  地形及び地質の予測は、“事業実施想定区域及びその周辺における重要な地形及び地質の状況について、既存資料により調査した。”p179 というだけであり、評価結果として“A 案及び B 案共、重要な地形及び地質の西の浜（浜堤）の一部が風力発電機設置想定範囲に存在するが、風力発電機設置想定範囲の占める割合は約 5～9%であり、地形改変及び施設の存在に伴う改変面積は可能な限り最小限に留めることから、重要な地形及び地質への重大な影響はないと評価する” p179 というものであり、この項目だけは重大な影響が生じる可能性があるとは予測せず、他の 6 項目のように“今後の環境影響評価手続き…定量的な予測…適切な環境保全措置を検討…重大な影響を回避又は低減できる可能性がある」と評価する”が記載してない。</p> <p>その理由としている“地形改変及び施設の存在に伴う改変面積は可能な限り最小限に留める”p179 という環境配慮事項や環境保全措置は、事業計画（2 章 第一種事業の目的及び内容）p3～24 を始め、どこにも記載がない。そのような約束もしていないことを理由に“重大な影響はないと評価する”のは論理的に成立しない。重大な影響が生じる可能性があるとして、改変面積を最大限少なくすることを環境配慮事項や環境保全措置として明記すべきである。</p>	<p>方法書以降の手続きにおいて、地形及び地質の予測・評価について、検討していきます。</p>

No	一般の意見の概要	事業者の見解案
50	<p>*風車の影の定量的予測を</p> <p>風車の影の予測結果は、騒音・低周波音と同じで、地区ごとに発電機からの距離別に何戸あるかというだけであるが p181、風車の影の定量的な予測をすべきである。</p> <p>事業実施想定区域の位置、高度は大まかに決まっているので、最悪状態の冬至の日影などはすぐ予測できるはずであり、原則は日照障害の予測手法で、<math>h = \sin^{-1}(\sin \phi \cdot \sin \delta + \cos \phi \cdot \cos \delta \cdot \cos t)</math>、<math>A = \sin^{-1}(\cos \delta \cdot \sin t / \cos h)</math>、<math>L = H \cdot \cot h</math> などの基本式により、風車の影を予測できる。この作業さえ実施せず、騒音と全く同じ論理で予測結果を記載するのは配慮書とは言えない。風車の影は、予測手法は日照時間と同じであるが、対象時間は建築基準法で8～16時と限定されていることに比べ、風車の影は日の出から日没まで長時間の影響がある。</p>	<p>方法書以降の手續きにおいて、風車の影の定量的な予測・評価について、検討していきます。</p>
51	<p>*風車の影の評価結果は、あまりにも一般的</p> <p>風車の影の予測手法は、騒音・低周波音と全く同じで“配慮が特に必要な施設及び住宅等を抽出し、…位置関係(距離)及び分布状況を整理した。” p181 というだけであり、風車の影の予測さえ行っていない。予測結果として“風力発電機の配置によっては、配慮が特に必要な施設及び住宅等への風車の影による重大な影響が生じる可能性がある」と予測する。” p181 としている。評価結果として“配慮が特に必要な施設及び住宅等までの最短距離は、A案が約0.6km、B案が約0.7kmである。…A案はB案より風力発電機設置想定範囲から2kmの範囲の住宅棟の数が多く、A案はB案より風力発電機の配置に留意が必要であると評価する。” p182 というものであり、配慮書を作る前から分かり切っていることが書いてあるだけである。</p> <p>また、“これらの影響については、今後の環境影響評価手續きにおいて、配慮が特に必要な施設及び住宅との位置関係に留意して風力発電機の機種、基数や配置計画等を検討し、風車の影の定量的な予測を行い、適切な環境保全措置を検討することにより、A案及びB案共に、重大な影響を回避又は低減できる可能性がある」と評価する。” p182 とあるが、これは環境影響評価の手續きを書いただけである。</p> <p>“適切な環境保全措置を検討する”といいながら、環境保全措置として挙げているのは、機種、基数、配置計画だけであり、これだけでは適切な環境保全措置とならないことは“定量的な予測”をすれば明らかとなる。風車の影(シャドーフリッカー)が生じる早朝や夕方などの時間帯に風車の稼働を一時的に停止する。などの環境保全措置を講ずることを例示すべきである。</p> <p>また、カナダのように風車の影が年間8時間以上となる住宅には、視覚的にさえぎるために、遮光カーテン、シャッター、植栽等を設置するなどの代償措置も示すべきである。</p>	<p>方法書以降の手續きにおいて、風車の影の定量的な予測・評価について、検討していきます。</p>

No	一般の意見の概要	事業者の見解案
52	<p>＊風車の影の評価基準を</p> <p>風車の影の予測結果を何と比較して評価するかを示すべきである p182。</p> <p>国内では風車の影についての基準は定められていないことから、風車の影（シャドーフリッカー）について既存文献調査をすべきである。諸外国の調査、予測、評価手法、暴露時間の指針値、環境保全措置などは配慮書段階では、国内外を含めてしっかりとした文献調査をすべきである。</p> <p>海外のガイドラインの指針値「実際の気象条件等を考慮しない場合で、年間 30 時間かつ 1 日 30 分間を超えないこと」（ドイツ：ノルトライン・ヴェストファーレン州）、実際の気象条件等を考慮した場合で、カナダ：オンタリオ州、プリンスエドワードアイランド州では年間 8 時間を超えないこと、デンマークでは年間 10 時間を超えないこと。（出典：風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書（資料編）、平成 23 年、環境省）などを記載すべきである。</p> <p>少なくとも第 3 章の「3.2.7 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域及びその他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容」に、日影についての海外のガイドラインの指針値を紹介すべきである。</p> <p>なお、風車の影の評価手法が“風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会、報告書（資料編）」（平成 23 年 6 月環境省）に記載されている諸外国の指針値を見ると、例示されているドイツでは、実際の気象条件等を考慮しない場合で、年間 30 時間かつ 1 日 30 分間を超えないこと、実際の気象条件等を考慮する場合で、年間 8 時間を超えないこととなっている。また、デンマークでは実際の気象条件等を考慮する場合で、年間 10 時間を超えないこととあり、実際の気象条件等を考慮する場合は 8～10 時間が指針値とされている。実際の気象条件等を考慮しないというような仮想条件ではなく、実際の気象条件等を考慮して予測を行い、年間 8～10 時間を評価の指針とすべきである。</p>	<p>方法書以降の手続きにおいて、風車の影の調査、予測及び評価について、最新の知見や先行事例等を踏まえて検討していきます。</p>

No	一般の意見の概要	事業者の見解案
53	<p>*渥美火力発電所構内における風力発電事業に係る調査とは？</p> <p>“「渥美火力発電所構内における風力発電事業 環境影響評価報告書（中部電力株式会社、2019年）による情報について整理及び解析を行った。” p188 とあるが、この報告書の性格が不明である。</p> <p>中部電力は、田原市の渥美火力発電所構内に「渥美風力発電所（仮称）」の建設を決定したとして、2018年12月11日にプレスリリースしている。その内容（全文）は「渥美風力発電所（仮称）の建設計画について：当社は、本日、愛知県田原市の渥美火力発電所構内において渥美風力発電所（仮称）を建設することを決定いたしました。渥美風力発電所（仮称）は、最大出力7,400kWの風力発電所で、2020年度の工事着工、2021年度の運転開始に向けて、2019年度より準備工事に着手する予定です。</p> <p>今後、当社は、地元自治体をはじめ地域の皆さまや関係各所にご理解とご協力をいただきながら、開発を進めてまいります。当社は、低炭素社会の実現に向け、風力発電や太陽光発電などの再生可能エネルギーの開発・導入など、引き続きCO2排出量の少ないエネルギーの導入に積極的に取り組んでまいります。計画概要（2020年度着工予定、2021年度運転開始予定など）、計画地点概略位置」というもので、“環境影響報告書”を作成することは一言も書いてない。ましてその公表にも触れていない。</p> <p>そもそも、この風力発電所0.74kw（渥美風力発電所（仮称））は、あつみ風力発電所となっている p24）は環境影響評価逃れで計画された。風力発電所の環境影響評価対象は、法では出力1万kW以上、県条例では出力0.75kW以上1万kW未満であり、0.75kW未満の0.74kWだから、環境影響評価不要とされたものである。ところが、中部電力株式会社は、渥美火力発電所構内にあつみ風力発電所2基に加え、同じ構内に最大5基（4,200KW/基）もの（仮称）あつみ第2風力発電所を建設する予定であったなら、当初の2018年12月の記者発表時点で環境影響評価手続きが必要だったはずである。こうした経過、もしくは事前調査のために、この環境影響評価報告書なるものを作成したのではないか。少なくとも、この環境影響評価報告書を作成するとか、作成したということは記者発表されていない。</p> <p>この環境影響評価報告書をまずは公表すべきである。調査者、調査方法、調査時期など不明なことが多く、概要だけを抜粋した今回の配慮書をそのまま信用することできない。</p>	<p>（仮称）あつみ第二風力発電事業は、あつみ風力発電所（渥美火力発電所構内における風力発電事業）の開発決定（2018年12月）以降に検討をはじめており、この2事業は別の事業という扱いです。なお、あつみ風力発電所は2020年1月に着工し、2021年度の運転開始に向け工事を進めています。</p>

No	一般の意見の概要	事業者の見解案
54	<p>* 渡り鳥の飛翔経路は定点調査だけ</p> <p>渥美火力発電所構内における風力発電事業 環境影響評価報告書では“渡り鳥の飛翔経路の把握を目的とし、…調査定点付近を通過する渡り鳥の飛翔ルート等を記録した。” p188 とあるが、鳥類の飛翔軌跡については「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省 平成 27 年 9 月修正）で、「従来、目視等による調査では、飛翔高度をはじめ断崖や山陵線からの離隔距離等を精度良く把握することが難しかった。これらは以下に述べる光学機器等によって観測できる。p3-56 …携帯型レーザ距離計、測風経緯儀（セオドライト）：2 地点（原点、補助点）に設置したセオドライトから同時に同じ個体を捕捉することで、空間座標（東西方向、南北方向、高度）を求める。…捕捉作業に入る前に、トランシーバを用いて、羽ばたき、滑翔、旋回等を相互確認しながら、同一個体と判断された後に、捕捉作業を開始する必要がある。」などを参考にすべきである。従来のような、任意観察調査、ポイントセンサス法による調査では不十分であるため、配慮書の段階で説明しておく必要がある。現に調査結果の飛去時高度は M（対地高度 26m 以上 143m 未満）や H（対地高度 143m 以上） p194,195 という程度しかわからない。</p>	<p>方法書以降の手續きにおいて、渡り鳥の調査手法について検討していきます。</p>
55	<p>* 動物の調査期間は 2018 年だけ</p> <p>渥美火力発電所構内における風力発電事業 環境影響評価報告書 p189 によれば、調査期間は各季節に 1 回（一般鳥類は初夏を追加）、哺乳類相、鳥類相、（一般鳥類と渡り鳥）、爬虫類相、両生類相、昆虫類相を網羅しているが、調査時期は 2018 年 2 月～2018 年 10 月までであり、着工前の状況であり、工事中、稼働後の状況は調べていない。渡り中のサシバ（秋季 9 月 30 日の 53 羽 p194、春季 3 月 27 日～4 月 3 日連日で 30 羽 p195）がバードストライクにより、風車による衝突死が起きたかどうかはわからないので、2019,2020 年の調査を継続し、公表されたい。</p>	<p>方法書以降の手續きにおいて、動物の調査の実施について検討していきます。</p>
56	<p>* 渡り鳥へ重大な影響はない？</p> <p>予測結果で“渥美半島を経路とする渡り鳥の多くが通過する伊良湖岬（恋路が浜）と比較し、通過数が少ないと考えられるものの、サシバやハチクマ等の猛禽類及び小鳥類に渡り経路や伊川津（福江干潟）を利用するシギ・チドリ類等の移動経路又は渡り経路が存在する可能性が考えられることから、施設の稼働に伴うバードストライク等の影響が生じる可能性があると予測する。” p204 とあるが、なぜ、「重大な影響が生じる」ではなく「影響が生じる」だけとしたのか、理由がわからない。</p> <p>現に、評価結果では“サシバやハチクマ等の猛禽類及び小鳥類に渡り経路に伊川津（福江干潟）を利用するシギ・チドリ類等の移動経路又は渡り経路が存在する可能性が考えられることから、施設の稼働に伴うバードストライク等の重大な影響が生じる可能性があると予測する。”と明記してある。</p> <p>他の項目と同様に、予測結果は「重大な影響が生じる」とすべきである。そもそもこうした判断は“計画段階配慮事項の評価手法の判断基準” p171 にも「影響が生じる」だけと判断する欄はない。</p>	<p>頂いたご意見を踏まえ、方法書以降の環境影響評価図書では、「バードストライク等の重大な影響が生じる可能性がある」と予測する」に修正いたします。</p>

No	一般の意見の概要	事業者の見解案
57	<p>*動物の評価は配慮事項不足</p> <p>動物の評価結果では“…サシバやハチクマ等の猛禽類及び小鳥類に渡り経路や伊川津（福江干潟）を利用するシギ・チドリ類等の移動経路又は渡り経路が存在する可能性が考えられることから、施設の稼働に伴うバードストライク等の重大な影響が生じる可能性がある」と予測する。これらの影響については、今後の環境影響評価手続きにおいて、重要な種、猛禽類及び小鳥類の渡り経路やシギ・チドリ類等の移動経路又は渡り経路に留意して風力発電機の配置計画や改変区域等を検討し、重要な種の生息状況等への影響の程度について予測を行い、適切な環境保全措置を検討することにより、A案及びB案共に、重大な影響を回避又は低減できる可能性がある」と評価する。” p205 とあるが、風力発電機の配置計画や改変区域等の検討だけで、渡り経路への影響を解消はできない。適切な環境保全措置として、ゼロオプションを基本として、機種、基数の削減などの具体的措置を検討すべきである。</p>	<p>方法書以降の手続きにおいて、猛禽類及び小鳥類の渡りや、シギチドリ類の移動経路等について、調査、予測及び評価を行い、環境保全措置について検討していきます。</p>
58	<p>*ヒアリングした専門家等の所属（専門分野）が不十分</p> <p>ヒアリングした専門家等の専門分野について、哺乳類は“元大学教授”、鳥類は“地元鳥類観察者”、p202、植物は“元教育関係者” p214 とあるだけで、曖昧な表現である。</p> <p>環境省の「計画段階配慮手続きに係る技術ガイド」（2013年3月）では「透明性の向上の観点から、ヒアリング対象者の所属機関の属性（公的機関、大学等）を明らかにすることが望ましい。」 p37 とされており、少なくとも専門分野を明記すべきである。</p>	<p>個人情報保護の観点に配慮したうえで、方法書以降の手続きにおいて、専門家等の専門分野の記載について検討していきます。</p>
59	<p>*植物の評価結果は、あまりにも一般的</p> <p>予測結果は“重要な種…A案は「樹林」、…B案は「砂浜等」…「樹林」及び「砂浜等」を生息環境とする重要な種については、地形改変及び施設の存在並びに施設の稼働に伴う直接改変により重大な影響が生じる可能性がある」と予測する。” p203 としながら、評価結果で“これらの影響については、今後の環境影響評価手続きにおいて、重要な種…に留意して風力発電機の配置計画や改変区域等を検討し、重要な種の生息状況等の等への影響の程度について予測を行い、適切な環境保全措置を検討することにより、A案及びB案共に、重大な影響を回避又は低減できる可能性がある」と評価する。” p205 とあるが、これは環境影響評価の手続きを書いただけである。</p> <p>“適切な環境保全措置を検討する”といいながら、環境保全措置として挙げているのは、配置計画や改変区域等であり、これだけでは適切な環境保全措置とならないことは明らかである。</p> <p>少なくとも、専門家等へのヒアリングの結果で“ハギクソウは、県の希少野生植物にも指定されており直接改変の回避が必要である。同種は国内でも伊良湖岬周辺の5か所でしか見られない貴重な種である。移植も難しいと考える。” p214 に従い、事業実施想定区域にハギクソウの群落があるかどうかを示し、事業実施想定区域にハギクソウの群落がある場合は、計画を断念すべきである。</p>	<p>方法書以降の手続きにおいて、植物について、調査、予測及び評価を行い、環境保全措置について検討していきます。</p>

No	一般の意見の概要	事業者の見解案
60	<p>*渥美火力発電所構内における調査は事業実施想定区域ではない植物について、①文献調査 p206 のあとに、②渥美火力発電所構内における風力発電事業に係る調査 p211 があるが、この調査範囲は図 p212 の赤点線の既設渥美火力発電所内の 2 基の「あつみ風力発電所」から 300m であり、西側半分は既設渥美火力発電所内である。今回の事業実施想定区域内（図の赤実線）には全く及んでいない。このような調査を参考にすることはできない。</p>	<p>「渥美火力発電所構内風力発電事業」に係る調査範囲は、事業実施想定区域の近傍に位置し、事業実施想定区域内に存在する植物の生育環境と類似する環境を含むものと考えました。</p>
61	<p>*生態系の評価結果は、あまりにも一般的 生態系の予測結果は“事業実施想定区域においては、「樹林」、「耕作地」、「砂浜等」の生態系があり、…「樹林」、「耕作地」及び「砂浜等」においては、アカギツネ、ハヤブサ等を上位の消費者とする地域を特徴づける生態系が成立していると考えられるため、地形改変及び施設の存在並びに施設の稼働が地域を特徴づける生態系に重大な影響が生じる可能性がある」と予測する。” p225 としながら、評価結果で“事業実施想定区域における地域を特徴づける生態系である「樹林」又は「砂浜等」の改変面積の最小化等を検討し、上位性、典型性等への影響の程度について予測を行い、適切な環境保全措置を検討することにより、A 案及び B 案共に、重大な影響を回避又は低減できる可能性がある」と評価する。” p226 とあるが、これは環境影響評価の手続きを書いただけである。改変面積の最小化等だけで生態系への影響を解消はできない。適切な環境保全措置として、ゼロオプションを基本とすべきである。</p>	<p>方法書以降の手続きにおいて、生態系について、調査、予測及び評価を行い、環境保全措置について検討していきます。</p>
62	<p>*景観の評価は、あまりにも一般的 景観の評価として、“景観資源については、A 案では伊良湖開拓地海岸防砂林の一部が風力発電機世知想定範囲に存在し、改変区域は最大で全体の約 14% となり、直接改変による重大な影響が生じる可能性がある。これらの影響については、今後の環境影響評価手続きにおいて、景観資源の改変面積の最小化等を検討し、景観資源の直接改変に係る予測を行い、適切な環境保全措置を検討することにより、景観資源に与える重大な影響を回避又は低減できる可能性がある」と評価する。” p238 とあるが、景観資源の改変面積の最小化等の検討だけでは景観資源への影響を解消はできない。 適切な環境保全措置として、ゼロオプションを基本として、機種、基数の削減などの具体的措置を検討すべきである。田原中山風力発電所の配慮書に対する知事意見（2019 年 11 月 19 日）で「騒音及び超低周波音、風車の影並びに景観への影響について…風力発電機の離隔を考慮すると配置を検討する余地がほとんどないと考えられることから、これらの影響が懸念される。…事業計画を再検討すること。」と指摘されたことを忘れたかのような措置とは考えられない。</p>	<p>方法書以降の手続きにおいて、景観について、調査、予測及び評価を行い、環境保全措置について検討していきます。</p>



No	一般の意見の概要	事業者の見解案
63	<p>*複数案といいながら、結論がない  複数案として“A案、B案の2案を想定した。”p19とあり、最終的な総合評価で“A案及びB案共に、騒音及び超低周波音、風車の影、動物、植物、生態系、景観への重大な影響が生じる可能性がある。これらの影響については、今後の環境影響評価手続きにおいて、風力発電機の機種、基数、配置計画及び改変区域等を検討し、影響の程度について予測を行い、適切な環境保全措置を検討することにより、A案及びB案共に、重大な影響を回避又は低減できる可能性がある」と評価する。”p240とある。総合評価が正しいかどうかは疑問があるが、ともかく、この配慮書ではA案及びB案共に差がないと結論づけている。ほとんど差がないようなA案、B案を選んだことが間違いである。これでは配慮書といえない。</p>	<p>A案、B案のそれぞれについて、選定した計画段階配慮事項に基づき、調査、予測及び評価を行い、比較評価しましたが、結果として、A案及びB案共に、重大な影響を回避又は低減できる可能性があるとの評価に至りました。</p>

2. 事業計画関係

No	一般の意見の概要	事業者の見解案
64	<p><b>* 基本的問題</b></p> <p>今回の、あつみ第二風力発電事業の南側に隣接して「田原中山風力発電事業」が計画されているが、その配慮書に対する 2019 年 11 月 15 日環境大臣、2019 年 11 月 19 日愛知県知事からの「事業計画の再検討」の意見がほとんど無視された方法書が公表されたため、2020 年 7 月 22 日に愛知県知事は「配慮書において求められた知事意見や経済産業大臣意見を踏まえた事業計画の再検討を行ったとは認められず、方法書に示された事業計画は依然として環境への重大な影響が懸念されるため、事業者は、事業計画の再検討を行った上で、必要な環境影響評価手続を行うこと」と知事意見が示した。このあつみ第二風力発電事業でも同様の意見が提出されることは確実であり、この地区での風力発電事業は断念すべきである。</p>	<p>方法書以降の手続きにおいて、知事意見等を踏まえ、事業計画を検討していきます。</p>
65	<p><b>* 渥美風力発電所は田原市ガイドライン違反？</b></p> <p>“環境保全上の配慮が必要な場所” p17 で、“渥美福寿園” から 600m の円があり「田原市風力発電施設等の立地建設に関するガイドライン」を守れるように斜線が記載してある。このために、今回のあつみ第 2 風力の事業実施想定区域は南側が少し削ってある。これはこれでまともな手法ではある。</p> <p>しかし、その南側の渥美風力発電所の 5 基のうち、北側 2 基が、“渥美福寿園” から 600m の範囲内にあり、明らかに「田原市風力発電施設等の立地建設に関するガイドライン」に反している。渥美風力発電所の運転開始は 2006 年 9 月で、田原市風力発電施設等の立地建設に関するガイドラインは 2012 年 5 月 1 日から施行だから訴求されないということか。田原市としては何らかの指導、要請は行ったのか。</p>	<p>渥美風力発電所に関しては、他事業者の事業であることから、田原市からの指導、要請については、承知しておりません。</p>
66	<p><b>* 複数案はあまりにも安易</b></p> <p>事業実施想定区域の絞り込みで、①位置で“法令等の制約及び環境保全上の配慮が必要な場所等を踏まえ、現時点で風力発電機等の配置、工事用資材及び風力発電機等の搬入路を包含するよう設定した”として“A 案、B 案の 2 案を想定した。” p19 とあるが、法令等の制約の中で許された区域のうちで、渥美火力の海側の 2 地域を選んだだけであり、あまりにも安易であり、複数案といえるようなものではない。</p>	<p>「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」（環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会、2013 年）によれば、「複数案とは、事業目的が達成可能な事業、施策又はそれらの組合せで、現実的に実施可能な案」と示されており、本事業の目的が達成可能な 2 案を設定しました。</p>

No	一般の意見の概要	事業者の見解案
67	<p>*複数案のゼロ・オプションを設定すべき</p> <p>“本事業は、風力発電事業の実施を目的としており、ゼロ・オプションの検討は現実的ではないと考えられることから…ゼロ・オプションを設定しない。” p19 とあるが、“現実的ではない”の理由がわからない。発電所アセス省令では、「(構造等に関する複数案の設定) 第 3 条 計画段階配慮事項についての検討に当たっては、第一種事業に係る発電設備等の構造若しくは配置、第一種事業を実施する位置又は第一種事業の規模に関する複数の案を適切に示すものとする。2 前項の規定による構造等に関する複数案の設定に当たっては、第一種事業を実施しない案を含めた検討が現実的であると認められる場合には、当該案を含めるよう努めるものとする。」と明記してある。</p> <p>すでに中電として稼働しているあつみ風力発電所2台の風力発電機の実績から、この地区の風環境のもとでの稼働状況、発電量から得られた収入を、初期投資、年間維持費などと比較し、大型化した高効率の5基の発電が可能かどうかをまず示すべきである。むしろゼロ・オプション(この地区の風力発電の撤退)の複数案も含めて検討すべきである。</p>	<p>ゼロオプションについて、事業者の考えは配慮書に示すとおりです。方法書以降の手続きにおいて、適切な環境保全措置を検討していきます。</p>
68	<p>*カットイン・カットアウト風速などを明記すべき</p> <p>風力発電機の概要 p21 で、定格出力 4200kW・最大5基(建設中のあつみ風力は3720kwが2基)、ブレード枚数3枚、ローター直径最大117m、ハブ高さ約84m)と、その巨大さをうかがわせるが、定格回転数、カットイン風速、カットアウト風速などを明記すべきである。定格回転数により、発生する低周波音の基本周波数が判明するし、カットイン風速、カットアウト風速を年間の風速分布と照らし合わせて、騒音、低周波音が発生する総時間、発電可能時間(販売電力量)が判明するため、重要な施設要素である。</p>	<p>方法書以降の手続きにおいて、定格回転数、カットイン風速、カットアウト風速等の環境影響評価図書への記載について、検討していきます。</p>
69	<p>*平均風速が少なすぎて風力発電には適さない。</p> <p>気象概要で“事業実施想定区域の南東約4kmには、気象官署として伊良湖特別地域気象観測所がある。…今年(2013年)の平均気温は16.0℃、最多風向はNW(北西)、平均風速は3.8m/s…(風速計の設置高さは、地上高10.7mである。)” p26 とあるが、風力発電には適する風況ではないと思われる。</p> <p>「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」(2013年6月環境省)では、風力発電所が立地しやすい条件として「気象庁等の観測所の風況データにおいては、観測高度や観測地点の立地状況にもよるが、年平均風速として4m/s以上あることが望ましいとされている。(地上高30mにおいては、年平均風速が5m/s以上、できれば6m/s以上)」 p3 とあり、年平均風速3.8m/sでは風力発電の効率は良くないと思われる。<math>U=U_0*(H/H_0)^P</math>で試算すると、地上高30mでは4.7m/sとなり、5m/sには届かない。</p>	<p>渥美火力発電所構内で実施した現地風況調査の結果は、年平均風速6.6m/s(地上高57.5m)であり、風力発電に適した良好な風況を確認しております。</p>

環境の保全の見地以外からの意見

No	一般の意見の概要	事業者の見解案
70	<p>*印刷・ダウンロードもできない</p> <p>計画段階環境配慮書が2020年8月25日から1か月縦覧されているが、“配慮書および要約書は、2020年8月25日（火曜日）から9月24日（木曜日）まで閲覧することができます。なお、印刷およびダウンロードによる閲覧はできません。”とあり、確かに印刷もダウンロードもできず、単に縦覧できるだけである。</p> <p>こうした些末なことで、住民意見を聞く気がないなどの批判を受けないように、即刻ダウンロードでき、印刷できる設定とすべきである。</p> <p>他の環境影響評価事業では全て印刷・ダウンロードができるが、発電事業だけがこうした秘密主義をとっている。その理由は2013年8月6日の西名古屋火力評価書で「図書の無断複製、無断引用等の著作権や知的財産に関する問題が生じないよう留意する必要がある」であったが、批判を受け、2016年12月22日武豊火力準備書では「目的外利用」に変わった。準備書での見解は“当社が「著作権」を有しており、環境の保全の見地からの意見書作成という目的以外での利用を防止するため…コピーや印刷は不可とさせて頂きました。…目的外利用の例としましては、環境影響評価図書のノウハウ集の発行や、環境影響評価図書の図面・地図等の無断複製、引用等を懸念しております。”とあるが、目的外利用の具体的事例があったのなら示すべきとの意見には正確に答えていない。なお、著作権侵害により名誉棄損や金銭被害があれば、著作権者として事業者が侵害行為の差止・損害賠償・名誉回復・不当利益の返還の措置の請求をすればよく、また、侵害者を処罰したければ告訴する制度になっており、余分な心配をして住民の意見書作成目的を妨害するような「印刷不可」という姿勢の継続をやめるべきである。と指摘した。</p> <p>こうした経過に続き、トヨタ自動車田原工場風力発電所設置事業の配慮書に対しても、愛知県知事意見2016年9月21日で“方法書以降の図書の作成…インターネットの利用により公表する図書について、印刷できるようにすることや、縦覧期間後も引き続き閲覧できるようにすることなど、住民との理解促進及び利便性の向上に努めること。”と厳しく具体的に指摘された。事業者の見解は“図書の一部について印刷できるようにする”と一見素直に対応したかのような表現であるが、方法書では印刷できるのは6ページの「方法書のあらまし」だけであった。準備書でも同様であったため、2019年3月8日の準備書への知事意見は“計画段階環境配慮書及び環境影響評価方法書に対する知事意見でも述べたように、インターネットの利用により公表する評価書等について、印刷できるようにすることや、…縦覧期間後も引き続き閲覧できるようにすること…”であった。こうした悪質な態度は改め、縦覧方法を改善すべきである。</p> <p>このように、知事意見をも無視するような企業は、悪質事業者としか言いようがなく、このような事業者が新たに事業を行うこと自体が問題であると言わざるを得ない。</p>	<p>頂いたご意見への対応は、今後、検討していきます。</p>

No	一般の意見の概要	事業者の見解案
71	<p>*せめて縦覧期間終了後の環境影響評価図書の公開を印刷もダウンロードもできず、単に縦覧できるだけとしても、縦覧期間が過ぎても見られるようにすべきである。それは、すぐにできることである。環境省は、法に基づく縦覧期間が終了した環境影響評価図書について、事業者の協力を得て掲載することとし、印刷・ダウンロードはできないが、すでに、(仮称)大高山風力発電事業(準備書)、伊万里市における風力発電事業(配慮書)、(仮称)中紀第二ウィンドファーム事業(配慮書)、(仮称)えりも風力発電事業(方法書)などが、環境影響評価情報支援ネットワークに公開されている。中電も積極的に環境省の施策に協力すべきである。  <a href="http://www.env.go.jp/policy/assess/3-2search/tosholist/index.html">http://www.env.go.jp/policy/assess/3-2search/tosholist/index.html</a></p>	<p>頂いたご意見への対応は、今後、検討していきます。</p>
72	<p>*安全対策を追加すべきである。</p> <p>風力発電機の概要 p21 が示されているが、台風(強風を含む)・地震・津波による揺れ、倒壊などの問題について、環境影響評価の対象項目外とはいえ、構造、耐力を検討し、関係者が安心するように対応すべきである。</p> <p>現に、日本で台風、強風、落雷による塔の倒壊や羽根(ブレード)の破損が発生している。特に田原市内の細谷発電所の2014年2月ブレード1枚破損の事例などを紹介し、安全対策を記載した1項目を設けるべきである。</p> <p>また、今年の「台風20号の影響で北淡震災記念公園(兵庫県淡路市小倉)横の風力発電用の風車が倒壊。風車は風速60mまで耐えられる構造で、強風時には羽根の角度を変えて風を逃すことができる。担当者は「(角度を変える)安全装置は使える状態にあった」としているが、倒壊時に角度が変わっていたかは「不明」という(産経新聞2018.8.28)。」</p> <p>鹿児島南さつま市では、風力発電施設の羽根折れると、NHKのヘリコプターから撮影した映像が放映された。</p> <p>「複数立ち並んでいる風力発電施設のうち1基では、3枚の羽根のうち、2枚が折れている。」という状況なども調査し、記載すべきである。(NHK NEWSWEB 2020年9月7日12時38分)</p>	<p>「環境影響評価法」における環境影響評価は、事業者自らが事業の実施に伴う環境影響を事前に調査、予測及び評価することを通じ、環境保全対策を講じる等、事業計画を環境保全上、より望ましいものとしていくものであり、設備の安全性や災害による評価は含まれていません。</p> <p>設備の安全性確保に当たっては、今後の設備設計、許認可手続きの中で行い、「電気事業法」を始めとした関係法令等を遵守した設備設計や運用方法について検討していきます。</p>

※意見の概要中の図表については、省略させていただきました。

以上